

会 員 規 約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本クラブは、さいたま梨花カントリークラブと称する。

第2条 (目 的)

本クラブは、株式会社エヌジーエス（以下、単に会社という）の経営管理するゴルフコースおよびその附属施設を使用し、会員がこれを所定の条件をもって利用することにより、健全なゴルフの普及発達を期するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事務所の所在地)

本クラブの事務所は、東京都内およびゴルフ場内に各1ヶ所ずつ設置する。

第4条 (機 関)

本クラブには次の機関を設置する。

1. 理事会
2. 専門委員会

第2章 会 員

第5条 (会員の種別)

本クラブの会員は、次のとおりとする。

1. 特別会員
2. 正会員（個人・法人）
3. 平日会員（個人・法人）

第6条 (会員の資格)

1. 特別会員は、会社が推薦し、理事会が承認した者とする。
2. 正会員および平日会員は、会社所定の入会手続を経た個人または法人で、会社取締役会または理事会が承認した者とする。

第7条 (入 会)

正会員または平日会員になろうとする者は、本規約を承認のうえ、会社に対し所定の申込書類を提出し、入会申込金（以下入会金という）および年会費を払い込むことを要する。入会金および年会費は、いかなる場合であってもこれを返還しないものとする。

第8条（会員の権利）

会員は次の権利を享有する。

1. 会員は所定の料金を支払い、会社および理事会が別に定める規則に従い、コースにてプレーすることができるほか、諸施設を利用することができる。
2. 本クラブ主催の競技会やその他の行事に、理事会が定め会社が承認した条件で参加することができる。
3. 本クラブの公式ハンディキャップの査定を受けることができる。
4. 本クラブの理事会およびその他の委員会に意見を提出することができる。

第9条（会員の義務）

会員は次の義務を負担する。

1. 所定の年会費およびその他の利用料を遅滞なく会社に対して支払うこと。
2. 規約を遵守し、理事会およびその他の委員会の決議または決定、指示に従うこと。
3. 会員名義を他に貸与したり、詐称させないこと。
4. 同伴または紹介したビジターの行為に責任を持ち、当該ビジターが会社に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務について連帯保証し、その履行について責を負うこと。
5. 本クラブの秩序を乱し、または名誉を毀損する行為をしないこと。

第10条（会員の資格の譲渡および承継）

1. 正会員の資格を譲り受けようとする者は、所定の入会申込書に必要事項記入のうえ、必要書類を添付し、会社に願い出ることができる。
2. 正会員が死亡したときは、相続人もしくは同一法人内の1名が、これを承継することを申請することができる。
3. 会社は、前二項の申し出があったときは、遅滞なくその可否を審査し、会員の資格を譲り受けようとする者または承継希望者が本クラブに相応しいと認められるときは、これを承認することができる。
4. 会社で入会を承認された者は、所定の手続を終え、年会費および所定の名義書換料の払い込みをして、会員として登録される。年会費、名義書替料およびその他諸料金は、いかなる場合であってもこれを返還しない。
5. 会社は必要に応じ、一定の期間名義書換を停止することができる。

第11条 (会員の資格の喪失)

会員は、次の場合にその資格を失う。

1. 死亡
2. 退会
3. 除名
4. 資格の譲渡
5. 法人会員の場合、その法人が清算手続を終わったとき。

第12条 (権利の停止または除名)

会員が次の各項のいずれかにあたるときは、会社取締役会または理事会の決議により、戒告、権利の停止、または除名することができる。

1. この規約に違反したとき。
2. 本クラブの秩序を乱し、または名誉を毀損する行為をしたとき。
3. 年会費その他の支払いを、催告後3ヵ月以上怠ったとき。
4. 第三者に会員の名称を詐称させたとき。
5. 会員本人または法人会員の場合の法人代表者もしくは記名人の所在が、不明となったとき。
6. 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
7. 暴力団対策法による指定暴力団、その他これに類する暴力団構成員または関係者（これに準ずると会社が認めた者を含む）であることが判明したとき。
8. クラブの会員として相応しくないと会社が認めたとき。

第13条 (ゴルフ場利用の拒否)

会社は、前二条の理由により会員としての権利の停止を受け、もしくは資格を喪失した者に対して、当然、ゴルフ場の利用を拒否することができる。

第3章 役員、理事会および専門委員会

第14条 (役員およびその任期)

本クラブには次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 2名以内
3. 理事 若干名
4. 監事 2名以内
5. 顧問 若干名

第15条 (役員を選任および任期)

1. 理事長、副理事長、理事、監事および顧問は、会社がこれを委嘱し、理事会が承認する。
2. 役員任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第16条（役員職務）

1. 理事長は、規約に定められた事項のほか、理事会の決議に従い、本クラブの一切の会務を統轄し、執行する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障があるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成する。
4. 監事は、理事会を監査する。
5. 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

第17条（理事会の権限）

理事会は本規約に定めるほか、次の権限を有する。

1. 本規約運用およびクラブ運営のための諸規則の制定並びに改廃。
2. 特別会員の承認。
3. 会員の戒告、権利の停止、または除名。
4. 専門委員会の設置および廃止並びにその委員の選任および解任。
5. その他、本クラブ運営に必要な事項の決定。

第18条（理事会の運営）

理事会の運営は、次のとおり行なう。

1. 招 集

理事会は理事長が招集する。

2. 議 長

理事会の議長は、理事長がこれにあたり、理事長に支障があるときは、副理事長がこれに代る。

3. 決 議

理事会の決議は別に定める場合を除き、出席理事の過半数で決定する。可否同数のときは、議長の決定による。

第19条（専門委員会）

1. 専門委員会の組織および運営その他の事項は、規則で定めるほか理事会の決定による。
2. 委員の任期は1年間とする。但し、再任を妨げない。
3. 専門委員会に担当理事1名をあて、担当理事は理事長を補佐し、担当委員会

の会務を分掌する。

第4章 附 則

第20条（業務の代行）

理事会発足前における理事会としての業務は、会社取締役会が代行する。

第21条（規約改正）

本規約は理事会の承認を得て、会社の決定により改正することができる。

第22条（施行期日）

本規約は平成14年9月1日から施行する。